

2010.02.15. 西尾勝

日本国憲法が明示的に「法律」（皇室典範を含む）に委任している条項

I 「法律でこれを定める。」と規定している条項

I-1 政府の組織及び運営に関する条項

第一〇条<国民の要件>	国籍法
第四三条第二項<両議院の議員の定数>	国会法
第四四条<議員及び選挙人の資格>	公職選挙法
第四七条<選挙に関する事項>	公職選挙法
第六四条第二項<弾劾に関する事項>	裁判官弾劾法
第七九条第四項<国民審査に関する事項>	裁判官国民審査法
第九〇条第二項<会計検査院>	会計検査院法
第九二条<地方自治の基本原則>	地方自治法

I-2 権利義務の規律に関する条項

第二七条第二項<勤労条件の基準>	労働基準法等
第二九条第二項<財産権の内容>	民法・土地収用法・都市計画法等

II 「法律の定めるところにより、」と規定している条項

II-1 政府の組織及び運営に関する条項

第二条<皇位の継承>	皇室典範
第四条第二項<天皇の国事行為の委任>	国事行為臨時代用法
第五条<摂政>	皇室典範
第四九条<議員の歳費>	国会法
第五九条第三項<両議院の協議会>	国会法
第六〇条第二項<両議院の協議会>	国会法
第六六条第一項<内閣の組織>	内閣法
第六七条第二項<両院の協議会>	国会法
第七六条第一項<司法権・裁判所>	裁判所法
第九三条第一項<地方公共団体の機関>	地方自治法
第九五条<特別法の住民投票>	国会法・地方自治法
第一〇二条<経過規定—第一期の参議院議員の任期>	旧参議院議員選挙法

II-2 権利義務の規律に関する条項

第一七条<国及び公共団体の賠償責任>	国家賠償法
--------------------	-------

第二六条第一項<教育を受ける権利>	教育基本法・社会教育法等
第二六条第二項<教育の義務>	教育基本法・学校教育法等
第三〇条<納税の義務>	租税法
第四〇条<刑事補償>	刑事補償法

Ⅲ 「法律の定める〇〇」と規定している条項

Ⅲ-1 政府の組織及び運営に関する条項

第七条第五号<天皇の国事行為>	「 法律の定めるその他の官吏の任免の認証 」	裁判所法等
第七条第八号<天皇の国事行為>	「 批准書及び法律の定めるその他の外交文書の認証 」	
第七三条第四号<内閣の職務>	「 法律の定める基準 に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。」	国家公務員法
第七九条第一項<最高裁判所の裁判官>	「最高裁判所は、その長たる裁判官及び 法律の定める員数のその他の裁判官 でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。」	裁判所法
第七九条第五項<最高裁判所裁判官の定年>	「最高裁判所の裁判官は、 法律の定める年齢 に達した時に退官する。」	裁判所法
第八〇条第一項<下級裁判所裁判官の定年>	「但し、 法律の定める年齢 に達した時に退官する。」	裁判所法
第九三条第二項<地方公共団体の機関の直接選挙>	「地方公共団体の長、その議会の議員及び 法律の定めるその他の吏員 は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」	地方自治法等

Ⅲ-2 権利義務の規律に関する条項

第三一条<法定の手続の保障>	「何人も、 法律の定める手続 によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」	刑事訴訟法等
第八四条<課税>	「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、 法律又は法律の定める条件 によることを必要とする。」	租税法

Ⅳ 上記三類型の条項とは異なる趣旨で、「法律」に言及している条項

第二四条第二項<家庭生活における個人の尊厳と両性の平等>	「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、 法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。 」
------------------------------	---

第五九条第一項<法律案の議決>

「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき**法律**となる。」

第五九条第二項<法律案の議決>

「衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、**法律**となる。」

第七三条第一号<内閣の職務>

「**法律を誠実に執行し、**国務を総理すること。」

第七三条第六号<内閣の職務>

「この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。」

第八一条<法令審査権と最高裁判所>

「最高裁判所は、一切の**法律、命令、規則又は処分**が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」

第九四条<地方公共団体の権能>

「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、**法律の範囲内**で条例を制定することができる。」

第九八条第一項<最高法規>

「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する**法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為**の全部又は一部は、その効力を有しない。」

第一〇〇条第二項<憲法施行期日、準備手続>

「この憲法を施行するために必要な**法律の制定、参議院議員の選挙**及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。」

第一〇三条<経過規定—公務員の地位>

「この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、**法律で特別の定をした場合を除いては、**この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によって、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。」